

平成 24 年 3 月 9 日

全国重症心身障害児(者)を守る会
各支部長 様
各運動推進委員 様
各ブロック事務局長 様
各法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会
会 長 北浦 雅子

総合福祉部会の骨格提言を受けた新たな法律の
制定に向けたその後の動向について（情報提供）

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」の中で、障害者自立支援法に替わる新たな法律として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称「障害者総合支援法」）が厚生労働者から示されたこと、及び民主党政務調査会厚生労働部門会議障がい者ワーキングチームへの要望活動については、去る 2 月 27 日の「情報提供 43」においてお知らせしたところです。

この法律案に関して、障害者団体による様々な集会や意見表明がなされているところです。

当会では、去る 3 月 7 日に知的障害、障害児、発達障害関係の 7 団体が連名で、別紙の要望書を厚生労働委員会委員をはじめ関係の国会議員に届けましたので情報提供をします。

この要望書では、①骨格提言で示された内容には、現行の障害者自立支援法及び児童福祉法と類似性が見受けられること。②現在の市町村障害福祉主管課では、この度のつなぎ法の施行に向けた諸準備で人的、時間的、財政的な余裕がなく、これ以上の過重負担は避けるべきであること。等の理由で、「障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法（仮称）を制定する。」ことに拘泥することなく、本年 4 月から実施される改正障害者自立支援法や児童福祉法を完全に施行し、安定的な運用を求めているものです。

記

【別添資料】

「検討されてきた障害者福祉に関する法律案への要望書」（平成 24 年 3 月 7 日付）

検討されてきた障害者福祉に関する法律案への要望書

平成 24 年 3 月 7 日

日頃より、障害福祉の増進にご尽力頂き感謝申し上げます。今国会で提出予定の法律案を作成するに当たっては、共生社会の実現に向けて地域福祉のより一層の充実・拡大の方向でご検討頂きますようお願いし、意見表明いたします。

2011 年 8 月に総合福祉部会での議論を経て、障害者総合福祉法（仮称）の骨格提言がまとまったことは、多くの障害当事者が参画した議論の結果であり、高く評価しています。一方で「骨格提言」の内容は、一気に法律案・制度案にするというよりは、むしろ障害当事者の思いや願いを中心に、中・長期の目標設定に重きが置かれているのではないかとの感をいただきます。例をあげると「相談支援」は、協議調整モデルを 3 年間で実現するとあります。これは具体案を施行してから経過措置期間を 3 年間設けるのではなく、モデルを作り具体案を作るための試行期間に 3 年を費やすものと思われま。

われわれとしては「骨格提言」で示された理念や目的など、その方向についての考えは共有できますが、具体的な施策については知的障害や発達障害、さらには重度心身障害等に配慮を欠くところが見られ、懸念しています。「骨格提言」の個々の取扱いや実現については、詳細な検討、検証等を要するものと考えます。従って「骨格提言」の成果を求める手法として、出来ることから手がけ、年次的に積み上げる形で取り組む必要があると考えます。その視点から以下、現状で気になる点について意見を述べ要望いたします。

1、総論

(1) 議論の拙速性

障害者自立支援法制定の総括と反省において、国は、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行した轍を踏まないとしました。しかし、今回の障害者総合福祉法（仮称）の議論は施行を「平成 25 年 8 月まで」に設定し、この期限に間に合わせるための議論であったように思われます。批判された自立支援法と同じことになってしまうのではないかという強い危惧を抱いています。

(2) 骨格提言の内容

今回提示された骨格提言の内容は、障害範囲の社会モデル化、地域生活移行の法定事業化など評価できる点もあります。しかし、議論の前提条件となる「生活のしづらさなどに関する調査」に基づく論点整理などがなされていないこともあり、拙速と言う批判を免れないと考えます。

また、骨格提言における総合福祉法のイメージは、利用契約制度であること、障害種別を問わないサービス体系であり、ホームヘルプ、日中活動支援、居住支援などに分類されていること、利用者負担が応能負担であること、障害児支援が児童福祉法を根拠とすること、などの点で現行の自立支援法との類似性が見受けられます。

(3) 市町村行政の対応

現在の市町村障害福祉所管課の実態を考えると、平成25年8月までの新法施行は実現困難なスケジュールです。ほとんどの市町村で、障害のある人の地域生活支援を推進するための人的、時間的、財政的余裕はありません。特にこの1～2年は、自立支援法や児童福祉法の改正、障害者虐待防止法の施行などがあり、市町村は施行準備と制度運用だけで手一杯になることが予想されます。市町村現場の実態を把握し、過重負担は避けることが重要です。

一方、自立支援法の施行により、地域生活支援の推進（地域移行する人の仕組み整備、日割り報酬支払導入によるサービス選択幅の拡大など）、障害のある人の就労促進（企業就労移行率が1%から16%へ増加したなど）、個別給付化による予算確保（毎年度約1,000億円程度の増額など）などの前向きな変化がもたらされました。

以上を踏まえると、現段階では「障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法（仮称）を制定すること」のみに拘泥することなく、4月から全面実施される改正自立支援法（「整備法」）や児童福祉法を完全に施行し、安定的な運用ができるようにした上で、良い面と悪い面を検証することが重要と考えます。特に改正障害者基本法を踏まえた「法の理念・目的・範囲」の見直し、「障害者の範囲」の拡大や「整備法」を踏まえた「相談支援」等の強化などは評価できるものと考えます。政局に左右されることなく、出来るところから着手する姿勢での法改正をお願いします。

また、骨格提言の「地域基盤10カ年戦略（仮称）」は重要と捉えています。この視点で年次的に予算の確保に邁進していただきたいと考えています。そのためにも、整備法を含む自立支援法の良い面は強化し、悪い面は改善する対応が大切と考えます。

2、各論

(1) 自立支援法との関係

- イ、障害者自立支援法から障害者総合福祉法（仮称）への移行に際しては、改正自立支援法（整備法）をベースにして、平成25年8月までの実施にこだわらず、円滑に実施するために必要な経過措置期間を設ける等、適切に対処すること。
- ロ、利用者にとって分かりやすい納得感のある法案にするとともに、障害者総合福祉法（仮称）の成立・施行までの改正障害者自立支援法（整備法）との調整を含め、具体的な工程表を明示すること。
- ハ、障害者自立支援法（「整備法」含む）の利点については、可能な限り、障害者総合福祉法（仮称）に反映させること。

(2) 配慮が求められる施策

- イ、障害程度区分については、「整備法」では不十分であり、見直しが必要。見

直しについては改正できる部分に検討を加えること。

- ロ、関係予算を確実に確保し、特に障害の重い方の地域生活に適切に対応する支援体制を充実させること。
- ハ、意思決定支援や成年後見制度の活用等、コミュニケーションに配慮が必要な方への支援については、基本の相談事業と共に充実をはかること。

(3) 法制化に向けての配慮

- イ、障害者総合福祉部会の骨格提言に配慮し、さらに十分な議論を尽くすこと。
- ロ、障害者総合福祉法（仮称）が円滑かつ適切に運用されるよう、実施主体である地方公共団体及び利用者、事業者等と十分に協議すること。
- ハ、施行後3年の見直しを規定すること。

以上要望します。

(社福) 全日本手をつなぐ育成会 理事長 北原 守
(社団) 全国肢体不自由児・者父母の会連合会 会長 清水 誠一
(社福) 全国重症心身障害児(者)を守る会 会長 北浦 雅子
(特非) 全国地域生活支援ネットワーク 代表 戸枝 陽基
全国児童発達支援協議会 会長 加藤 正仁
(社団) 日本発達障害福祉連盟 会長 金子 健
(一般社団) 日本発達障害ネットワーク(JDDNET) 理事長 市川 宏伸